

仕 様 書

- 1 件 名 第二学童クラブ分館エレベーター設備定期点検保守委託
- 2 目 的 本業務は、第二学童クラブ分館に設置されたエレベーターについて、定期的な点検、保守、遠隔監視、法定検査及び故障時対応を行い、安全かつ良好な運転状態を維持することを目的とする。
- 3 履 行 場 所 第二学童クラブ分館 府中市緑町 1 丁目 3 5 番地 1
- 4 対象設備・内容 対象設備は、東芝製エレベーター（型式 C V 5 0 0 A ）1 基のフルメンテナンスとし、その概要は、別表 1 「対象設備概要」のとおりとする。

本業務に関しては、昇降機の製造メーカー（各メーカー系列のメンテナンス事業者を含む。）へ再委託し、各メーカーの標準的なメンテナンス契約を適用する扱いを原則とする。
- 5 業務実施の基本事項
 - （ 1 ） 受託者は、建築基準法、同法施行令、関係省令及び告示、労働安全衛生法、東京都条例その他の関係法令並びに国土交通省が定める「昇降機の適切な維持管理に関する指針」を遵守して業務を行うこと。
 - （ 2 ） 点検項目及び判定基準は、平成 2 0 年国土交通省告示第 2 8 3 号その他の関係法令及び告示によること。法令等の改正があった場合は、最新の内容によること。
 - （ 3 ） 点検に携わる者は、対象設備に関する必要な技術、技能及び実務経験を有する者とし、法定検査は、建築基準法第 1 2 条に基づく資格を有する者が行うこと。
 - （ 4 ） 作業に当たっては、児童、職員及び施設利用者の安全に十分配慮し、学童クラブの運営に支障を及ぼさないよう施設責任者と調整すること。
- 6 業務内容
 - （ 1 ） 月例点検
 - ア 毎月 1 回、技術者を派遣し、建築基準法第 1 2 条に基づく定期検査に準じた内容により、対象設備に必要な項目の点検を行うこと。
 - イ 月例点検の結果、異常又はその兆候を確認した場合は、直ちに委託者へ報告すること。

(2) 遠隔監視及び遠隔点検

対象設備について、遠隔監視及び遠隔点検を行うこと。

(3) 法定検査及び報告手続

ア 建築基準法第 12 条に基づく定期検査を年 1 回実施し、結果を委託者へ報告すること。

イ 昇降機安全協議会への報告を行い、受理後に交付される定期検査報告済証の更新を行うこと。

(4) 軽微な修繕・整備及び緊急対応

点検時又はエレベーター利用時のトラブルについて、軽微な修繕・整備及び緊急対応を行うこと。

(5) 清掃及び廃棄物処理

点検等の際して清掃を行い、生じたごみ等は、受託者の責任において処分すること。

(6) 運行状況の記録等

エレベーターの運行状況を記録し、円滑な運行の維持に努めること。また、故障時の緊急対応に努めるほか、機器及び部材の変調把握並びに状況確認を行うこと。

7 作業日時及び安全管理

(1) 作業日時については、施設と協議のうえ決定すること。

なお、作業は学童クラブ及び放課後子ども教室の運営に支障がない日時に実施するものとし、原則として次の時間帯を避けること。

- 平 日：午後 1 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
- 土曜日：午前 8 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
- 長期休業期間：午前 8 時 00 分から午後 7 時 00 分まで

日曜日、祝日及び年末年始は運営しない。

(2) 作業中は、児童、職員及び施設利用者の安全確保に必要な措置を講じること。

8 報告及び記録

(1) 月例点検及び法定検査の結果を、委託者へ速やかに報告すること。

(2) 故障、異常又は機器・部材の変調を確認した場合は、その状況を直ちに委託者へ報告すること。

8 その他

本仕様書及び別表に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、委託者と受託者が協議して定める。

別表 1 対象設備概要

項目	内容
設置施設	第二学童クラブ分館
所在地	府中市緑町 1 丁目 3 5 番地 1
製造者	東芝
型式	C V 5 0 0 A
用途	乗用（車いす仕様）
台数	1 基
定員・積載量	9 人・6 0 0 kg
速度	4 5 m / min
停止階・停止数	1 階・2 階 / 2 停止
出入口方向	1 方向
かご内法	幅 1 , 0 5 0 mm × 奥行 1 , 5 2 0 mm × 高さ 2 , 3 0 0 mm
出入口寸法	幅 8 0 0 mm × 高さ 2 , 0 0 0 mm
戸の方式	2 枚戸片開き（電動式）
電源	動力：三相 3 線 2 0 0 V ・ 5 0 Hz / 照明：単相 1 0 0 V ・ 5 0 Hz
主な付加装置	地震時管制運転装置、火災時管制運転装置、停電時自動着床装置、オートアナウンス装置、車いす対応装置、インターホン、遠隔監視装置

対象設備の詳細は、現地表示、しゅん功図、製造者資料及び設備台帳による。これらに差異がある場合は、委託者へ報告し、確認を受けること。

別表 2 業務実施基準

No	点検区分	主な点検・保守内容	標準頻度
1	月例点検	建築基準法第 12 条に基づく定期検査に準じ、対象設備に必要な項目の点検を行う。	月 1 回
2	遠隔監視・遠隔点検	対象設備の遠隔監視及び遠隔点検を行う。	随時
3	法定検査	建築基準法第 12 条及び関係告示に基づく定期検査並びに報告済証の更新手続を行う。	年 1 回
4	軽微な修繕・整備等	点検又は利用時のトラブルにおいて、軽微な修繕・整備及び緊急対応を行う。	必要の都度
5	清掃	点検等に際して必要な清掃及びごみ等の処分を行う。	点検時
6	運行状況の記録等	運行状況を記録し、機器及び部材の変調把握並びに状況確認を行う。	随時

点検項目、方法及び判定基準の詳細は、最新の関係法令及び告示並びに対象設備の状態による。